

公の施設の指定管理者制度に関する指針

熊 本 市

令和8年（2026年）6月（改訂）

目 次

第 1	指定管理者制度の概要	1 ～ 2
第 2	導入の基本的な考え方	3 ～ 5
第 3	候補者の選定前の手続	5 ～ 8
第 4	候補者の選定	8
第 5	指定管理者の指定	8 ～ 9
第 6	指定管理者の指定後の手続	9
第 7	制度導入後の状況把握と措置	9
第 8	災害への対応	10
第 9	導入に向けた行程表	11
第 10	P F I 事業との関連	12 ～ 13

第 1 指定管理者制度の概要

1 導入目的・経緯

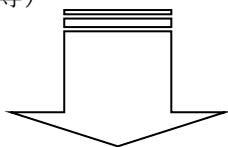
公の施設については、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていた。しかしながら、多様化・複雑化する市民ニーズへの的確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成 15 年 6 月に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）が改正され「指定管理者制度」が創設された。

「指定管理者制度」とは

【管理委託制度】

地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行する。

- ・ 地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1/2 以上出資等）
- ・ 公共団体（土地改良区等）
- ・ 公共的団体（農協、自治会等）



【指定管理者制度】

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する。

- ・ 指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定
- ・ 指定管理者も使用の許可を行うことが可能

例示)

- ① 地方公共団体が設置する文化センターの管理を株式会社等の民間事業者が行うことが可能に。
- ② P F I 事業で建設した施設について、P F I 事業者による利用料金制も含めた管理代行が可能に。

2 条例制定について

指定管理者制度を導入することとした場合においては、次の事項について条例で定めることが必要となる。

- (1) 指定の手続（申請方法、選定基準、事業計画の提出 など）
- (2) 管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件 など）
- (3) 業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可 など）

3 指定の方法

上記条例に基づき、個々の指定管理者を、議会の議決を経て、期間を定めて指定することが必要である。

4 団体の範囲

「公の施設」の管理を「法人その他の団体」に行わせようとするものであり、その対象は民間事業者等が広く含まれ、法人格は必ずしも必要とされていない（個人は不可）。

「公の施設」とは

住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設であり、その設置及び管理に関する事項は、条例で定めなければならないとされている。

第2 導入の基本的な考え方

公の施設の管理については、管理委託制度を活用し市の外郭団体や公共的団体などに委託することで施設の機能を十分活かし、効果的・効率的な管理を行ってきたところである。

指定管理者制度は、管理委託制度と比較すると、以下の点で異なる。

- ・ 広く民間事業者も含めた法人その他の団体に管理を行わせることができる
- ・ 設置者に代わって管理やサービスを代行する主体として使用許可も行わせることができる
- ・ 指定の手続、管理の基準、業務の範囲、利用料金の基準等について条例で定めることとなっており、地方公共団体の自主性が一層発揮できることなどから、利用者及び設置者双方にとって市民サービスの向上を始め、施設の効果的・効率的な管理が見込まれる

よって、既施設はもとより新規に開設する施設（以下「新規施設」という。）の中で、導入効果が期待でき導入可能な全ての公の施設について、制度導入を図るものとする。

1 選定方法

指定管理者の選定に際しては、公正かつ透明性が確保されている手続のもと、複数の申請者から事業計画書を提出させることとなっている。よって、民間事業者のノウハウ等の活用により、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な管理運営が期待できるものについては、公募により指定管理者を選定する。

特に、直営によらない新規施設の指定管理者の選定は、公募により行う。

ただし、施設の設置目的、利用状況、管理運営の状況、受託団体の設立経緯や組織体制の整備状況等を踏まえ、特定の者に委ねる方が効果的かつ効率的な管理運営を行うことができる施設、あるいは公募による選定が困難と認められる施設については、公募によらず（以下「非公募」という。）指定管理者を選定することができるものとする。

なお、選定方法の検討に当たっては、各施設における制度導入による成果や課題、類似施設の状況等を踏まえて十分に検討すること。

【非公募で選定することができる施設】

(1) 地域密着型施設

地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設

(2) 小規模施設

管理委託費が年間で500万円以下の小規模な施設

(3) 複合型施設

市の施設を民間施設と複合的に設置する場合であって、当該民間施設を管理する団体に一体的に管理させることにより、利用者の利便性の向上や管理運営に要する経費の削減が図られる施設

(4) 施設利用者が限定されており、当該施設利用者により管理運営されることが合理的な施設

条例等により、施設を利用することができる者が限定されており、当該施設利用者に施設の管理運営を委ねた方が、効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成することができるものと認められる施設

(5) 施設の大規模改修、統廃合等が予定される施設

施設の大規模改修、統廃合等を予定している場合であって、大規模改修等を行うまでの間、現在の指定管理者による管理運営を継続することが合理的であると認められる施設

(6) 事業運営の特殊性が重視される施設

施設の管理運営において、企画立案等における高度な専門性、長期的な視野に立った人材の育成・確保、及び事業の継続性などを特に必要とし、これらの特殊性からノウハウを有する事業者が限定される施設（ただし、1回目の指定管理者選定時は公募による選定を行う。）

2 指定期間

地方自治法第244条の2第5項に基づく指定期間は原則として3年から5年までとし、施設の設置目的や性格等を考慮し以下の基準を目安として定めるものとする。

期 間	施 設 内 容
3 年 ～ 5 年	・ 施設の管理業務が主たる業務の施設 ・ 有資格者、専門的な知識や技能を有する者の配置が求められ、長期体制を図ることにより、効率的管理運営につながる施設

3 利用料金制度について

利用料金制度の導入及び運用については、指定管理者制度運用マニュアル（以下「運用マニュアル」という。）を参考として適切に対応すること。

4 条例の制定方式

指定の手続、管理の基準及び業務の具体的範囲並びに利用料金制度が導入される場合においては利用料金の金額の範囲等について、条例で規定することが必要であるが、これらの具体的内容がそれぞれの施設で異なるため、総則的な条例は制定せず、個別の施設設置条例ごとに制定する。

5 個人情報の保護

利用者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、公の施設の条例で規定するとともに、協定で明文化することとする。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に指定管理事務に従事しているもの又は従事していた者に対する罰則規定（第176条）が設けられている趣旨を踏まえ適切に対応すること。

6 リスク分担

公の施設の管理に当たって、事故や施設設備の破損、自然災害、物価上昇等の経済状況の変動など、予測できない事由について、市と指定管理者のどちらがリスクを負担するかを募集段階（募集要項等）で示すこととする。

市と指定管理者との間において適切にリスクを分担することで、施設管理のための費用の最小化を図るものであるため、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方にに基づき、適切に設定すること。

7 暴力団の排除

熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）に基づき、公の施設の管理運営に係る事務及び事業により暴力団を利用することとならないよう、必要な措置を講じること。

8 法令等の遵守

指定管理者は、管理する公の施設の設置条例、労働基準法その他関係法令を遵守するとともに、コンプライアンス確保の取組を行わなければならない。

9 指定管理者に対する監査について

指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る出納その他の事務の執行については、次に掲げる監査の対象となる。また、監査委員又は監査人は、監査のため必要があると認めるときは、指定管理者に対して出頭を求め、調査し、又は帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができる。

- (1) 監査委員による監査（地方自治法第199条第7項）
- (2) 包括外部監査人による監査（同法第252条の37第4項、熊本市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年条例第2号）第2条第5号）
- (3) 個別外部監査人による監査（同法第252条の42第1項、同条例第3条第4項第5号）

第3 候補者の選定前の手続

1 募集要項及び仕様書の作成

公募に当たっての募集要項は、少なくとも次に掲げる事項について、記載例を参考に定め、作成すること。

また、施設ごとに業務内容を詳細に記載した仕様書を各施設所管課において作成すること。

- ア 公の施設の概要（名称、所在地等）
- イ 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営に係る事項
- ウ 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- エ 指定の期間（以下「指定期間」という。）
- オ 管理に要する経費
- カ 利用料金に関する事項
- キ 予想されるリスクと責任分担
- ク モニタリングに関する事項
- ケ 申請者の資格
- コ 共同企業体の資格認定申請に関する事項
- サ 申請に関する留意事項
- シ 申請に係る受付期間（以下「提出期間」という。）
- ス 選定の基準
- セ その他市長が必要と認める事項

2 指定管理料の基準価格

- (1) 指定管理者への管理代行の対価として支払う経費（以下「指定管理料」という。）の価格審査に当たっては、指定期間に係る指定管理料の上限額（以下「基準価格」という。）を設定し、基準価格の範囲内で行う。
- (2) 基準価格は、運用マニュアルを基本に、個々の施設の実情に応じ適宜算定した積算総額とする。
ただし、利用料金制度を導入した場合は、本市が算定する利用料金総額を差し引いた金額とする。
- (3) 公募により指定管理者を選定する場合は、基準価格、積算総額及び利用料金総額を公表する。併せて積算の考え方、統一された単価（人件費等）も公表することとする。
- (4) 公募に当たって、基準価格を超える申請価格を行った申請者は、失格とする。

3 債務負担行為の設定

指定管理者の指定は行政処分であるため、必ずしも公募の前に債務負担行為を設定する必要はないが、本市では契約事務の取扱いに準じ、債務負担行為の設定の議決後に公募を行うものとする。

4 公募の実施

(1) 募集の方法

公募を実施するときは、市役所、各区役所前の掲示板その他必要な場所において、「1 募集要項及び仕様書の作成」で掲げた事項を公告するとともに、概要を市ホームページ上で公表する。

(2) 申請者の資格

「1 募集要項及び仕様書の作成」ケに規定する申請者の資格は、次のとおり

とする。

なお、共同企業体で申請をする場合は構成員全員が次に掲げる資格要件を満たしていること。

ただし、単独で申請した団体等が共同企業体の構成員になること及び2以上の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体での申請について、申請から協定締結までの間における代表者及び構成員の変更は認めない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

ウ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。

エ 熊本市から「熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号）」又は「熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

カ 当該業務に係る公告を行った日（以下「公告日」という。）現在、熊本市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

キ 公告日から起算して過去2年以内に、熊本市及びその他自治体において指定管理者の指定の取消処分を受けた者でないこと。

ク 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた者又は指定期間が開始するまでの間に登録を受ける予定である者であること（施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書（インボイス）を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合を除く。）。

ケ 熊本市公契約条例（令和7年条例第54号）第8条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。

コ その他市長が必要と認める事項

5 申請関係書類の提出及び受理

(1) 申請関係書類

申請者は申請に当たって、様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号及び添付書類（以下「申請関係書類」という。）を提出するものとする。

共同企業体での申請をする者は上記書類（様式第1号については様式第1-1号に読替）に、資格認定申請書類として様式第6号及び様式第7号を加え提出するものとする。

(2) 提出期間

申請関係書類の提出期間（期限）は、公告日の翌日から起算して３０日以後の別に定める日とする。

６ 公募によらない場合の措置

公募によらず候補者を選定する場合においても、募集要項に掲げる事項を参考として、申請に係る必要な要項及び施設ごとに業務内容を詳細に記載した仕様書を各施設所管課において作成すること。

またこの場合は、４－（１）を必要とせず、４－（２）カの「当該業務に係る公告を行った日（以下「公告日」という。）」を「選定することを予定している団体に募集要項を通知した日（以下「通知日」という。）」に、キの「公告日」を「通知日」に、５－（２）の「公告日の翌日から起算して３０日以後の別に定める日」を「市長が別に定める日」にそれぞれ読み替えて適用する。

７ 事務取扱

募集に係る庶務は、公募を行う施設を所管する課において処理する。

第４ 候補者の選定

１ 選定委員会の設置

指定管理者制度を適用させようとする公の施設を所管する局は、附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）第２条に基づき、熊本市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

２ 所掌事務

- (１) 選定委員会は、公の施設について、指定管理者制度を適用させようとする場合、候補者を選定するため必要な事項を審査するものとする。
- (２) 選定委員会は、指定管理者制度に係る協定の履行上の疑義及び履行不能等の処理について審査を行い、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止命令に関する意見を付すものとする。

３ 選定方法

候補者の選定に当たっては、募集要項で定めた審査方法及び審査基準に基づき、選定委員会で審査を行う。審査に当たっては、運用マニュアルを踏まえ、適切に実施することとする。

第５ 指定管理者の指定

選定委員会で選定した候補者は、議会の議決を経て「指定管理者」に指定される。

議会の議決を要する事項は次のとおりである。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- 2 指定管理者となる団体の名称
- 3 指定期間

第6 指定管理者の指定後の手続

各施設所管課は、指定を受けた指定管理者に決定通知書を交付するとともに協定を締結する。

協定で定める事項は、次のとおりとする。

- ア 指定期間に関する事項
- イ 管理運営業務の内容に関する事項
- ウ 事業計画に関する事項
- エ 利用料金に関する事項
- オ 開館時間及び休館日に関する事項
- カ 事業報告及び業務報告に関する事項（モニタリングに関する事項）
- キ 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 災害時の対応に関する事項
- サ 事故及び損害の賠償に関する事項
- シ リスク分担に関する事項
- ス その他市長が必要と認める事項

※協定書の収入印紙貼付については、税務署に確認すること。

第7 制度導入後の状況把握と措置

1 モニタリング

本市では、施設の管理運営に関し、協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な提供が可能な状態にあるかなどの監視に加え、現地調査、管理運営状況の評価を行い、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理の継続が適当でない等と認めるときは指定の取消し等を行う一連の仕組み（以下「モニタリング」という。）を構築し、もって、指定管理者による管理の適正を期することとする。

モニタリングは、すべての指定管理者導入施設において行うこととし、実施に当たっては、運用マニュアルを踏まえ、適切に実施することとする。

2 情報の公開

指定管理者は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第25条に基づき、管理運営を行う「公の施設」に関する情報の公開に努めるものとする。

第8 災害への対応

本市の公の施設は、熊本市地域防災計画（以下「防災計画」という。）において、一部が災害時の指定避難所等に位置付けられるなど、災害対応の拠点として重要な役割を担うことが想定されている。また、平成28年熊本地震の発生時には、防災計画での位置付けの有無にかかわらず、多くの施設が避難所や物資の配送拠点などに活用され、市と指定管理者とが協力して運営に当たったところである。

これらを踏まえ、災害への対応については次のとおりとする。

1 基本的な考え方

防災計画で指定避難所等に位置付けられている施設の指定管理者は、災害時には、平常時の施設の管理運営業務に代えて、防災計画で想定されている災害対応業務を行う。

また、災害の状況により、施設が防災計画で想定されている用途以外で使用される場合、又は防災計画での位置付けがない施設が災害対応の拠点として使用される場合は、指定管理者は市の指示に従い災害対応業務を行う。

2 平常時の備え

指定管理者は、災害時のマニュアルを整備し、職員に周知するとともに必要な訓練を実施する。

また、防災計画で指定避難所又は指定緊急避難場所（以下「避難所等」という。）に位置付けられている施設の指定管理者は、災害に備えて組織される「校区防災連絡会」及び「避難所運営委員会」に施設管理者として参加する。

3 避難所等の開設及び運営

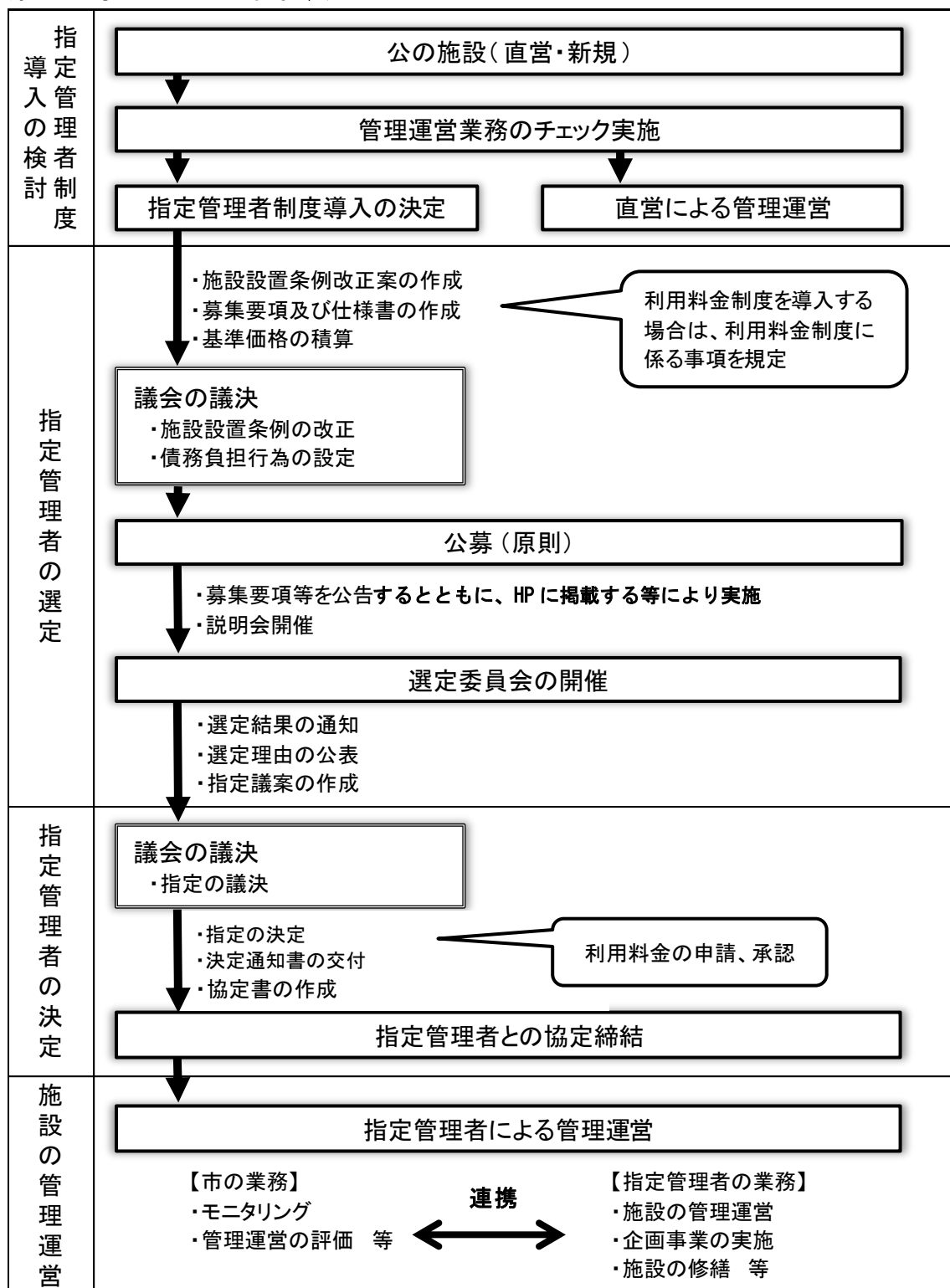
防災計画で避難所等に位置付けられている施設の指定管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部長の指示により避難所等を開設する。

なお、避難所等の開設及び運営に当たっては、市が示す熊本市避難所開設・運営マニュアル等に従い適切に対応すること。

4 費用負担

指定管理者が行った災害対応業務により発生した費用については、原則として市の負担とすることとし、市と指定管理者との協議により決定することとする。

第9 導入に向けた行程表



第10 PFI事業との関連

1 PFI事業との関係

「地方公共団体におけるPFI事業について（平成12年3月29日付自治画第67号）」（以下「自治画第67号通知」という。）では、「第6 公の施設関係」の中で、「PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること」とされている。

公の施設を整備をPFI事業で実施するとともに、指定管理者制度を活用するに当たっては、本指針、熊本市公民連携手法活用指針及び自治画第67号通知に準拠して行うこととする。

2 選定の方法

当該公の施設についてPFI事業者の選定を行うということは、選定されたPFI事業者のノウハウによって、その施設の管理運営が最も効果的、効率的に行えるということであるため、候補者の選定は公募によらず、PFI事業者を指定管理者の候補者として選定する。

申請については、募集要項に掲げる申請関係書類のうち、指定管理者の資格要件に関するもの（市税滞納有無調査承諾書、役員等名簿及び照会承諾書等）及びPPP/PFI事業審査委員会で審査されていない評価項目について確認し、要件を満たすか検討する。

3 指定期間

地方自治法第244条の2第5項に基づく指定期間は、本指針第2「2 指定期間」の記載に関わらず、PFIの事業期間とする。

4 議決項目と議決のスケジュール（次頁参照）

(1) 議決項目

＜共通＞

債務負担行為の設定・・・①

＜指定管理者制度＞

公の施設設置管理条例（指定の手続、管理の基準、業務の範囲等）・・・②

指定管理者の指定・・・③

＜PFI事業＞

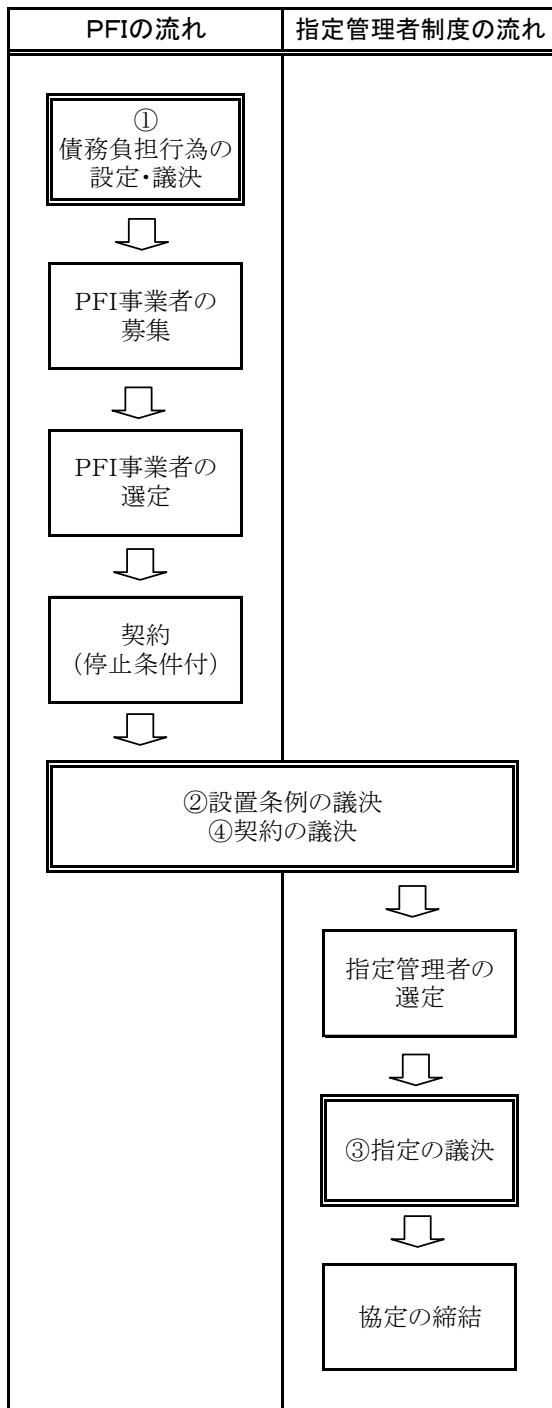
PFI事業契約の締結・・・④

(2) 議決のスケジュール

PFI事業契約により②で定める管理の基準、業務の範囲等が確定するので、②・④を同じ議会で議決し、指定管理者の候補者の選定（選定委員会の開催）を経て③の議決を行う。・・・（図1）

ただし、管理の基準、業務の範囲等を早い段階で確定することができ、④の議決の前に②の議決が可能であれば、③・④を同じ議会で議決することも可能であり、否決リスクの軽減とスケジュールの短縮を図ることができる。・・・（図2）

(図1)



(図2)

